

(九) 富山木材株式会社

(小池木材前身)設立

富山地木社の清算事務は、順調に推移していたが、最後に残った富山工場・高岡工場の処分が出来なければ、清算会社の資金の目当てがつかなかつた。当時は、未だ公然と木材統制が解除になつた訳で無く、所詮、潜り、闇商売時代だったので、コソコソした商売が多く、大工場を構えて堂々と經營する時代では無く、尚更、処分は困難であった。私も、当時は未だ地木社清算人の一員であり、清算人全員の意見では、旧地木社の親会社(日本社)の後継者である太平木材(株)に買い取つて戴きたいと言つた結論であつた。私も再三本店と交渉した結果、一、当時はマ指令部より経済力集中排除の指令中であつた。一、全国的に店舗を有する企業は、大抵閉鎖機関に指定される可能性がある為、太平木材(株)に於ても直営工場および店舗を極力圧縮中であること。一、富山地木社が解散に困るならば、両工場買い取りに要する資金は、一時立替える事は良いが、直営工場とはしない事。等が、本店と協議の結果であつた。

清算委員長野上資良氏の外、他の清算人及び地元木材有志と相計り、太平木材(株)の肩代わりをする事に決定した。そこで、一、富山

富山工場を引受けた。一、高岡に工場を引受けた。一、両新設会社の資本金は十九万五千円とする。(二十万円以上は特別許可必要)。

一、両新設会社の工場買取り資金は、貸付金として太平木材富山出張所より立替払する。一、経済力集中排除法の関係もあり、両新設会社の役員は、太平木材の職員を辞任して勤務のこと。等を本店と協議の上決定した。富山木材株式会社の設立登記日は、昭和二十二年六月二十四日で、

会社の所在地
山市木場町一

番地、

会社の所在地
山市木場町一

番地、